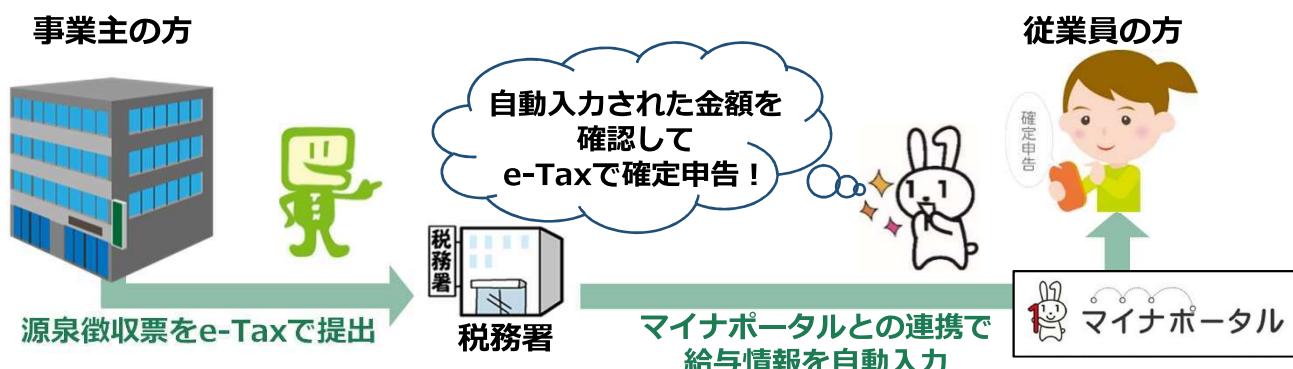


# 事業主の皆さんへ/ 給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業主の皆さんが、  
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、  
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、  
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。

※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。



## 事業主の皆さんへのお願い

### Point ①

事業主の皆さんからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。

### Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象となります。

### Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。



詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。



## e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

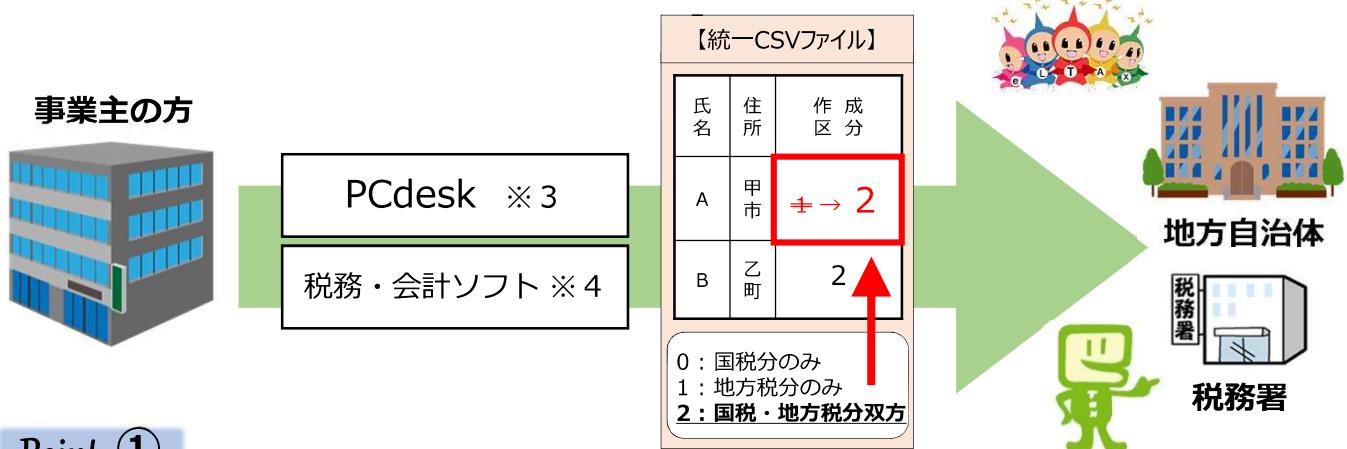


e-Taxソフト（WEB版）の利用方法については、国税庁ホームページをご覧ください。



# 給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAX（PCdesK）で提出する際、  
「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも  
作成され、税務署に提出できます！ ※1、2



## Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

## Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

## Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。



※ 1 e-Taxの利用者識別番号が必要となります。

※ 2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合には、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※ 3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※ 4 ご使用の税務・会計ソフトが対応しているかは、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)